

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和泊町長

市町村名 (市町村コード)	和泊町 (46533)
地域名 (地域内農業集落名)	仁志字 (仁志)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、サトウキビや輸送野菜を中心とした複合経営や、花き・肉用牛を専作とした農業の盛んな担い手不足を感じさせない地域である。また、現在遊休農地はなく、規模拡大意向農家のアンケート調査では、将来において16.22haの農地が足りない状況である。  
農業者:18経営体、認定農業者数:8経営体  
主な作物:サトウキビ、バレイショ、ソリダゴ、キク、ユリ(球根・切り花)、サトイモ、マンゴー、肉用牛、飼料作物、落花生

## (2) 地域における農業の将来の在り方

地域内において担い手は多いが、現在、法人等(地域外)が地域内の圃場を多く使用しており、地域内の担い手は規模拡大をできる環境整備ができていないため、集落営農組織を立ち上げることで、担い手の所得向上及び集落での収益性向上を図る。  
また、地域コミュニティの活性化のため、地域内から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の分配を進めることができるよう必要な条件整備等を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積, 集約化の方針
農地中間管理機構を活用して, 認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに, 担い手への農地集積を進める。併せて, 大区画化基盤整備, 集落内での話し合いの充実(情報共有)を図る。また, 担い手(後継者)は比較的多いが, 農地利用は中心経営体である認定農業者が担うほか, 地域の担い手への農地集積を積極的に推進し, 新規就農者の確保を促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け, 担い手の経営意向を斟酌し, 段階的にはあるが集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ, 農地整備事業等を活用し, 農用地の大区画化・汎用化等のため必要ヶ所への基盤整備等を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJA等と連携し, 地域内から多様な経営体を募集し, 栽培技術や農業用機械のレンタル等の支援や生産する農地をあっせんし, 相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
サトウキビの収穫作業においてはハーベスタ組合を活用し, その他管理作業においては, 開発組合等を活用しているが, 管理作業等は将来的に集落営農組織を立ち上げることで, 地域内の担い手の所得向上並びに地域内の収益性向上を図っていきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて, 必要な事項を選択し, 取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①野ヤギやカラスの被害が拡大しないよう被害防止対策を図るとともに, 目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ③ドローンや情報通信技術(ICT)等を活用し, 省力化, 人手の確保及び負担の軽減を図る。
- ⑦保全・管理等:水・土・里サークル事業を活用して, 環境保全と農地管理に努める。
- ⑨その他:地域内の担い手により, 集落営農組織の立ち上げを検討し, 集落で儲かる農業を実践していきたい。